

第3回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日時：令和2年1月16日（木）

10時00分～時分

場所：全員協議会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、~~村武委員~~、串崎委員、芦谷委員
道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川総務部長、河上教育部長、前木教育委員会参事

~~草刈財政課長~~、湯浅教育総務課長、河上教育委員会副参事、河内財政係長

【事務局】篠原書記

議 題

1 行財政改革に向けての現在の財政状況について

2 幼・小・中学校の統廃合に向けての現在の考え方について

3 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分 全員協議会室

平成29年度財政状況 類似団体比較カード	人	27年国調	58,105人	区 分	住民基本台帳人口	うち日本人	産 業 構 造			都道府県名 団体名		市町村 類 型	- 3	
	口	22年国調	61,713人	30. 1. 1	55,158人	54,556人	区 分	27年国調	22年国調	32	2024	島根県	浜田市	地 方 交 付 税 地
		増減率	-5.8%				29. 1. 1	56,042人	55,421人					
	面積(29.10.1)		690.68km ²		増減率	-1.6%	-1.6%	第2次	5,830人	6,235人				
人口密度(国調人口)		84人					第3次	20,046人	20,338人					

人口1人当たり歳入の状況 (単位 円・%)							人口1人当たり性質別歳入の状況 (単位 円・%)								
区 分	決 算 額		決算額構成比		経常一般財源等		区 分	決 算 額		決算額構成比		経常経費充当一般財源等		経常収支比率	
	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体		当該団体	類似団体	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体
地方税	134,143	139,238	19.2	35.7	134,143	131,474	人件費(a)	106,085	57,316	15.3	15.1	96,073	51,770	25.2	24.0
地方譲与税	6,325	2,774	0.9	0.7	6,325	2,774	うち職員給	66,554	37,261	9.6	9.8				
利子割交付金	306	261	0.0	0.1	306	261	扶助費	122,647	91,128	17.7	24.1	39,386	26,891	10.4	12.5
配当割交付金	437	790	0.1	0.2	437	790	公債費	110,944	36,251	16.0	9.6	89,154	33,803	23.4	15.7
株式等譲渡所得割交付金	381	818	0.1	0.2	381	818	元利元金償還金	103,316	33,408	14.9	8.8	81,539	31,021	21.4	14.4
分離課税所得割交付金	-	-	-	-	-	-	うち利子	7,608	2,838	1.1	0.7	7,595	2,777	2.0	1.3
道府県民税所得割臨時交付金	-	-	-	-	-	-	一時借入金利息	20	5	0.0	0.0	20	5	0.0	0.0
地方消費税交付金	19,065	16,837	2.7	4.3	19,065	16,837	(義務的経費計)	339,676	184,695	49.1	48.8	224,614	112,464	59.0	52.2
ゴルフ場利用税交付金	336	387	0.0	0.1	336	387	物件費	74,816	50,406	10.8	13.3	37,052	34,286	9.7	15.9
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-	-	維持補修費	8,692	3,863	1.3	1.0	6,943	2,838	1.8	1.3
自動車取得税交付金	1,185	926	0.2	0.2	1,185	926	補助費等	63,866	39,283	9.2	10.4	19,409	25,347	5.1	11.8
軽油引取税交付金	-	-	-	-	-	-	一部組合負担金	14,879	14,569	2.2	3.8	8,015	12,061	2.1	5.6
地方特例交付金	380	750	0.1	0.2	380	750	上記以外のもの	48,987	24,714	7.1	6.5	11,395	13,286	3.0	6.2
地方交付税	223,543	53,136	31.9	13.6	195,688	46,197	繰出金	74,303	38,639	10.7	10.2	57,990	27,624	15.2	12.8
普通交付税	195,688	46,197	27.9	11.8	195,688	46,197	積立金	37,027	9,942	5.4	2.6	-	127	-	-
特別交付税	27,855	6,444	4.0	1.7	-	-	投資・出資・貸付金	2,463	3,247	0.4	0.9	-	-	-	-
震災復興特別交付税	-	495	-	0.1	-	-	前年度繰上充当金	-	-	-	-	決算額充当一般財源等の額		経常一般財源等に対する充当一般財源等の比率	
(一般財源計)	386,101	215,917	55.1	55.4	358,245	201,214	投資的経費	90,545	48,431	13.1	12.8	9,743	10,383	2.6	4.8
交通安全対策特別交付金	130	145	0.0	0.0	130	145	うち人件費(b)	1,465	1,362	0.2	0.4	1,093	1,297	0.3	0.6
分担金・負担金	8,239	4,045	1.2	1.0	-	4	普通建設事業費	78,980	47,820	11.4	12.6	8,378	10,206	2.2	4.7
使用料	6,854	5,013	1.0	1.3	544	772	うち補助	36,502	21,028	5.3	5.6	2,175	1,344	0.6	0.6
手数料	3,317	2,200	0.5	0.6	-	2	うち単独	39,248	25,855	5.7	6.8	6,094	8,690	1.6	4.0
国庫支出金	70,153	60,856	10.0	15.6	-	-	災害復旧事業費	11,565	610	1.7	0.2	1,365	177	0.4	0.1
国有提供交付金(特別区財調交付金)	-	628	-	0.2	-	628	失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県支出金	52,979	28,766	7.6	7.4	-	-	歳出合計	691,387	378,505	100.0	100.0	346,007	202,686	90.9	94.0
財産収入	4,870	4,096	0.7	1.1	1,211	302	うち人件費(a+b)	107,550	58,678	15.6	15.5	96,073	51,770	25.2	24.0
寄附金	28,116	2,416	4.0	0.6	-	-	人口千人当たり職員数(人)		区 分		当該団体(千円)		類似団体(千円)		
繰入金	35,704	12,489	5.1	3.2	-	-	区 分	当該団体	類似団体	歳入総額	38,622,238	28,101,371			
繰越金	11,155	10,536	1.6	2.7	-	-	一般職員	10.88	5.99	歳出総額	38,135,523	27,275,589			
諸収入	19,739	8,505	2.8	2.2	1,055	178	うち技能職員	0.47	0.34	歳入歳出差引	486,715	825,782			
地方債	72,853	34,353	10.4	8.8	-	-	教育公務員	0.18	0.21	実質収支	458,574	676,728			
歳入合計	700,211	389,964	100.0	100.0	361,186	203,244	臨時職員	-	-	経常一般財源等収入額	19,922,287	14,646,021			
							合 計	11.06	6.20	経常経費充当一般財源等	19,085,079	14,605,826			

人口1人当たり目的別歳入の状況 (単位 円)							人口1人当たりの職員給の額(円)									
区 分	決 算 額		決算額のうち普通建設事業費		決算額充当一般財源等の額		区 分	当 該 団 体		類 似 団 体		区 分	当 該 団 体		類 似 団 体	
	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体	当該団体	類似団体		本 庁	支所・出張所等	施設	合 計		市 区 町 村 長	副 市 区 町 村 長	教 育 長	議 会 議 長
議会費	4,470	3,331	-	17	4,470	3,330	区 分	当該団体	類似団体	特別職の給料等の状況(月額平均,百円)	区 分	当該団体	類似団体	積立金現在高	273,713	83,769
総務費	117,120	48,673	7,102	6,121	74,124	36,369	本 庁	48,611	22,741	区 分	当該団体	類似団体	財政調整基金	62,378	34,853	
民生費	194,101	146,867	2,415	3,018	96,083	69,937	支所・出張所等	13,803	5,495	実質収支比率%	2.3	4.4	減債基金	69,837	7,754	
衛生費	55,943	33,367	3,820	3,634	44,064	25,783	施設	4,141	9,025	公債費負担比率%	24.0	13.9	その他特定目的基金	141,497	41,162	
労働費	1,105	729	-	100	388	493	合 計	66,554	37,261	地方債現在高	976,835	354,528	地方債現在高	976,835	354,528	
農林水産業費	47,212	5,773	22,270	1,884	17,523	3,182	特別職の給料等の状況(月額平均,百円)	区 分	当該団体	類似団体	翌年度以降支出予定債務負担	42,272	65,063			
商工費	18,086	6,148	559	730	12,784	3,202	市 区 町 村 長	8,100	8,530	積立金現在高	273,713	83,769				
土木費	54,626	39,458	29,876	18,044	24,639	24,210	副 市 区 町 村 長	6,700	7,209	財政調整基金	62,378	34,853				
消防費	25,866	14,742	4,178	1,658	21,188	12,713	教 育 長	6,100	6,533	減債基金	69,837	7,754				
教育費	50,347	42,473	8,759	12,569	34,969	27,923	議 会 議 長	4,500	5,076	その他特定目的基金	141,497	41,162				
災害復旧費	11,565	610	-	-	1,365	177	議 会 議 員	3,500	4,144	地方債現在高	976,835	354,528				
公債費	110,945	36,254	-	-	107,711	35,177	議 会 議 員	3,500	4,144	翌年度以降支出予定債務負担	42,272	65,063				
諸支出金	-	81	-	46	-	43	人口1人当たり積立金・地方債現在高・債務負担行為の状況(単位 円)	区 分	当該団体	類似団体	積立金現在高	273,713	83,769			
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	区 分	当該団体	類似団体	財政調整基金	62,378	34,853				
歳出合計	691,387	378,505	78,980	47,820	439,308	242,539	積立金現在高	273,713	83,769	減債基金	69,837	7,754				

(注) 人口については、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。
(注) 人口千人当たり職員数及び特別職の給料等の状況については、地方公務員給与実態調査に基づくものであるが、当該資料作成時点(平成31年1月末時点)において平成30年調査結果が未公表であるため、前年度の数値を引用している。

中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 令和元年度～令和5年度（5年間）
見通し期間 令和6年度～令和10年度（5年間）

令和元年 12 月

浜田市

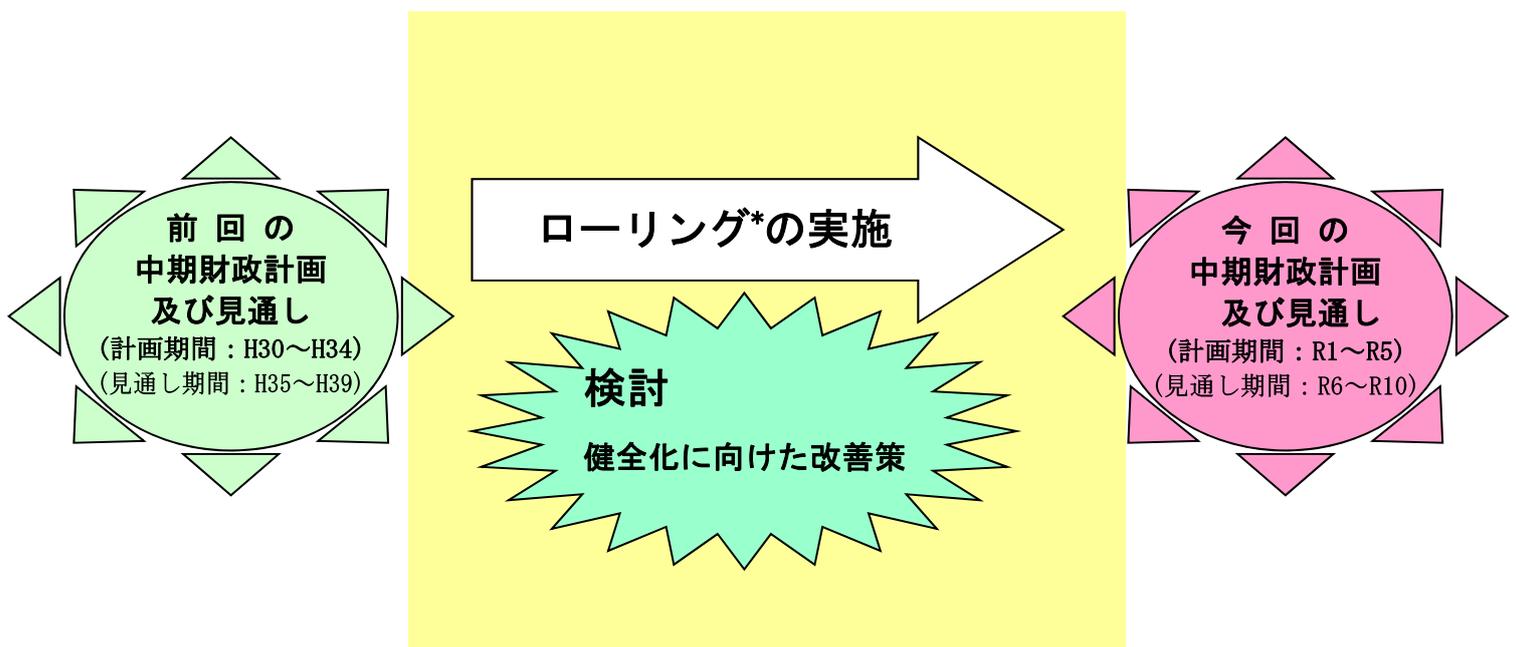
目次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17

本文中、*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

1 策定のポイント

- (1) 平成 30 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率*が 10.5%（昨年度 10.1%）となり、昨年度に引き続いて数値が悪化したところですが。県内他市と比べれば低い水準にありますが、類似団体*の平均値（6.3%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、長引く地域経済の低迷、今後も社会保障経費が高い水準で推移することが見込まれるなど、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (2) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を期間とし、持続可能な財政体質への転換を図るための「改善策」を一体化させた形の計画に変更しました。その結果、収支は改善し、計画期間中においては基金取り崩しに依存した財政体質からの脱却は可能となりましたが、国の制度改正（会計年度任用職員*制度、幼児教育無償化等）をはじめ、自治区制度を含めた中山間地域対策など不確定要素が数多く、今後の財政状況への影響が懸念されることから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を令和元年度から令和 5 年度まで、見通し期間を令和 6 年度から令和 10 年度までとしています。昨年度計画に引き続き、今回も、「自然体」と健全化対策案の「改善策」を一体化させた計画としていますが、新たな需要として、学校統合計画審議会答申に基づく学校建設計画、行財政改革実施計画に基づく直営施設の外部委託化に要する経費を盛り込んでいます。



2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

(計 画) 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間とする。
(見通し) 令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

(2) 対象会計区分

普通会計* (一般会計のみ)

(3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

(4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

(5) 行財政改革等

- ① 行財政改革実施計画効果額を反映する。
- ② 公共施設再配置実施計画の需要を反映する。
- ③ 定員適正化計画 (平成 30 年 9 月策定) を反映する。
- ④ 事務事業評価による事業の見直しを反映する。

(6) 令和 2 年度以降の推計

- ① 合併算定替*による特別加算措置の縮減に伴い普通交付税* (臨時財政対策債*含む) の逓減を見込む。
- ② 過疎対策事業債*は令和 3 年度以降の発行延長を見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金*による収支調整を行う。

(7) その他

基準となる令和元年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

3 推計の前提条件

歳入

(1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方税	74	73	71	70	86	83	80	78	76	74

税目	推計方法
個人市民税均等割	・令和元年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・景気の状態・人口減を考慮し、令和2年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・令和元年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・令和元年度をベースとし、令和2年度以降は地方法人税率の引上げに伴う法人市民税率の引下げの影響を考慮したうえで推計する。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所の影響額を反映する。 （定率法のため、初期の減額幅が大きくなる） ・クリーンエネルギー*発電設備に伴う償却資産の増収分を見込む。
軽自動車税	・令和2年度以降毎年1%の増とする。 ・令和2年度以降の税制改正の影響を見込む。
たばこ税	・令和2年度以降毎年1%の減とする。
入湯税	・令和2年度以降毎年1%の減とする。

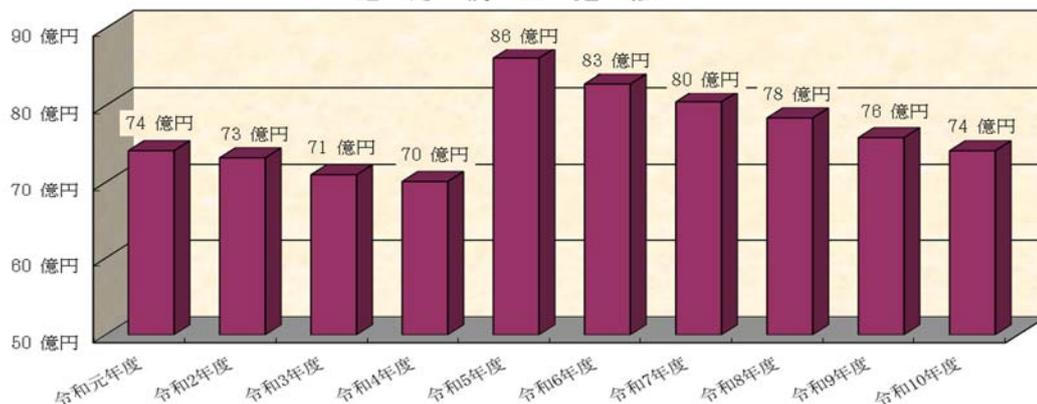
（単位：億円）

固定資産税(償却資産)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
三隅火力発電所2号機分	-	-	-	-	16.8	15.0	13.4	11.9	10.6	9.4
クリーンエネルギー分	2.0	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8

※三隅火力発電所2号機分の固定資産税額は、茨城県の常陸那珂火力発電所2号機の数値を参考に当市で試算した金額です。

○正味の増収効果は、普通交付税との相殺もあり、1/4程度となります。

地方税の推移



(2) 地方譲与税*・各種交付金(地方消費税交付金*等)

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方譲与税、各種交付金	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18

《地方消費税交付金》

令和元年10月の消費税増税の影響を見込む。

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方消費税交付金	9.7	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5

(3) 地方交付税

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通交付税	107	109	105	105	92	91	89	87	86	86
特別交付税*	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13

《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン*の人口推計を反映させる。

	H27	R2	R7
人口ビジョンによる人口推計	58,367 人	55,166 人	52,154 人

② 基準財政需要額*の個別算定経費*(公債費算入分及び事業費補正*を除く)及び包括算定経費*は、令和2年度以降同水準と推計する。

③ 人口減少等特別対策事業費*(2億6千万円程度)は、令和2年度から令和6年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。

④ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。

⑤ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

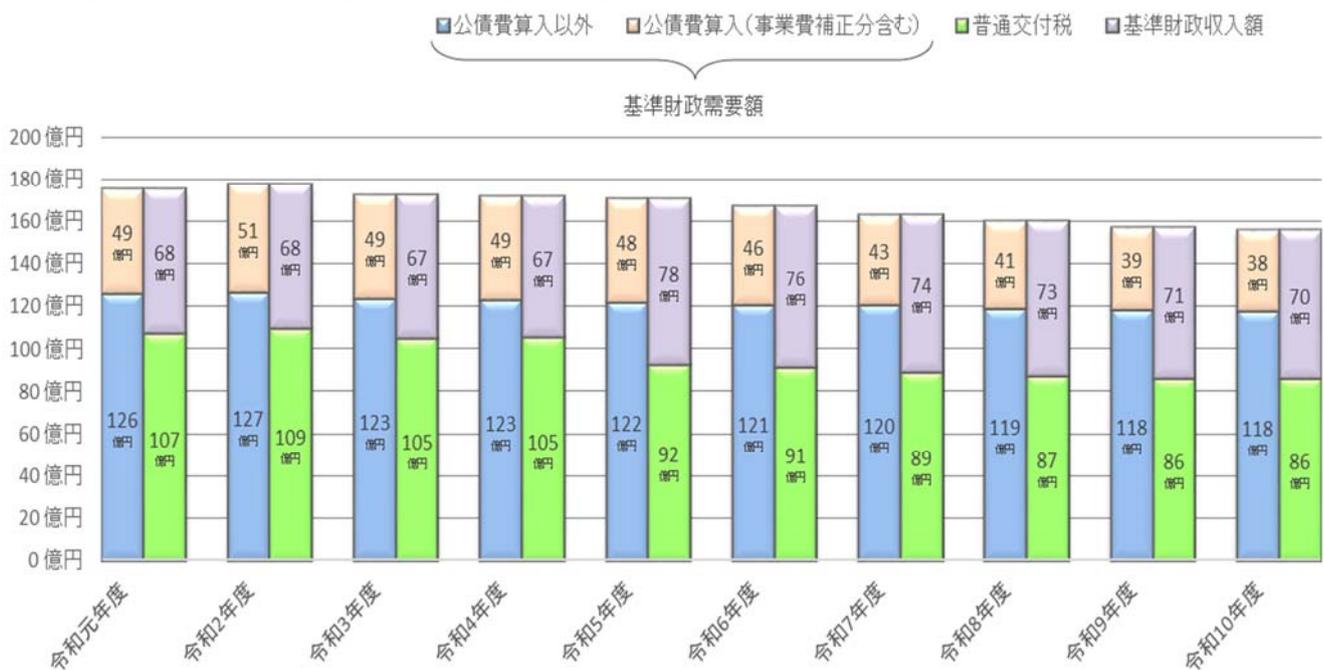
⑥ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減による影響を見込む。

⑦ 「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し*」による影響を見込む。

※ 「合併算定替」による特別加算措置の縮減及び「市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し」による加算額

	H28 (実績値)	H29 (実績値)	H30 (実績値)	R1 (実績値)	R2 (見込み値)	R3 (見込み値)
縮減割合	1割減	3割減	5割減	7割減	9割減	皆減
縮減額(見直し後)	△ 1.3 億円	△ 3.4 億円	△ 4.8 億円	△ 6.7 億円	△ 8.1 億円	△ 9.9 億円
縮減額(見直し前)	△ 2.3 億円	△ 7.0 億円	△ 11.7 億円	△ 17.2 億円	△ 22.1 億円	△ 25.5 億円
見直しによる一本算定への加算額	10.0 億円	11.8 億円	13.7 億円	15.1 億円	15.6 億円	15.6 億円

普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額の推移*



《特別交付税》

通常ベースを13億円とする。

(4) 使用料及び手数料

(単位: 億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
使用料及び手数料	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ① 令和2年度以降同水準で推計する。
- ② 長浜西住宅家賃収入については、影響額を個別に積算する。

(5) 国県支出金

(単位: 億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国県支出金	89	73	73	80	67	68	68	69	71	68

- ① 扶助費*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費*の財源となる場合は、個別に積算する。
- ③ 幼児教育無償化(令和元年10月以降)による影響を見込む。

(6) 繰入金

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
繰入金	19	15	13	11	8	10	9	7	5	8

- ① 令和5年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 各基金からの繰入金は個別に積算する。
- ③ 行財政改革実施計画の効果額として、ふるさと応援基金*からの繰入れを見込む。

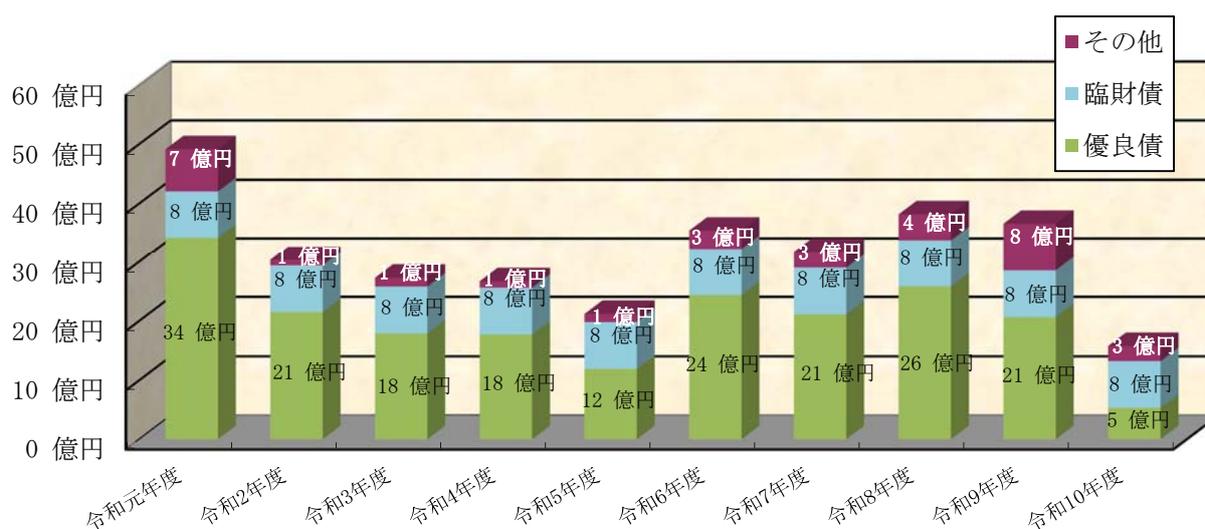
(7) 地方債

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地方債	49	30	27	27	21	35	32	38	37	16

- ① 現行の地方債制度により推計する。
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債*といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。また、過疎地域自立促進事業（ソフト分）についても活用を見込む（年間約3億円）。
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ③ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債（臨財債）は、令和元年度発行可能額（約8億円）をベースに見込む。

地方債の推移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債*、合併特例債、緊急防災・減災事業債*、緊急自然災害防止対策事業債*)

(8) その他の収入（ふるさと寄附金*）

（単位：億円）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和4年度1億円、令和5年度以降2億円、新規施策の財源に令和4年度以降2億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
基金への積立額（歳出）	4.9	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	32.9
基金からの繰入金（歳入）	4.3	4.2	2.7	4.0	5.3	5.1	5.2	4.4	4.4	7.2	47.0
行革効果分	2.0	2.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	5.0
予算充実分	2.3	2.2	1.7	4.0	5.3	5.1	5.2	4.4	4.4	7.2	41.9
基金年度末残高	21.5	21.3	21.6	20.6	18.3	16.1	13.9	12.5	11.1	6.9	

〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

歳 出

(1) 人件費*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
人 件 費	60	63	62	60	59	59	58	58	57	57

- ① 議員報酬
 - ・ 条例定数 24 人
- ② 特別職報酬
 - ・ 市長、副市長、教育長、自治区長 4 人(令和 2 年度まで)
 - ・ 市長、副市長、教育長 (令和 3 年度から)
- ③ 職員給与費
 - ・ 定員適正化計画に基づく推計
 - ・ 令和 10 年度まで退職者数の 3 分の 2 採用
(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)
 - ・ 令和 10 年度までで 88 人の削減を見込む。
 - ・ 消防職の 9 人増員分は、令和 5 年度から段階的に削減
 - ・ 再任用制度導入に伴い退職者の雇用 (7 割) を見込む。
(平成 30 年度から)
 - ・ 再任用職員配置に伴い正規職員の削減を見込む。
(令和元年度から)
- ④ 委員等報酬
 - ・ 再任用職員配置に伴い非常勤嘱託職員の削減を見込む。
(平成 30 年度から)
 - ・ 非常勤嘱託職員への期末手当支給による影響を見込む。
(令和 2 年度から)
 - ・ 会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、3.2 億円を物件費*から移行する。(令和 2 年度から)

人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
正規職員	50 億円	48 億円	48 億円	47 億円	46 億円	45 億円	45 億円	45 億円	44 億円	44 億円
議員・特別職	2 億円									
嘱託・臨時・パート職員	9 億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計年度任用職員	-	11 億円	11 億円	10 億円	9 億円	10 億円	10 億円	9 億円	9 億円	9 億円
その他	2 億円									
合計	63 億円	63 億円	62 億円	60 億円	59 億円	59 億円	58 億円	58 億円	57 億円	57 億円
正規職員数	600 人 (617 人)	582 人 (619 人)	574 人 (613 人)	564 人 (606 人)	551 人 (607 人)	542 人 (587 人)	535 人 (579 人)	526 人 (579 人)	521 人 (573 人)	522 人 (575 人)

※「嘱託・臨時・パート職員」については、物件費で計上されている金額を含みます。

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数

() 内は再任用職員を含めた人数

(2) 物件費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
物件費	42	38	39	39	39	39	40	39	39	40

- ① 令和元年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員及びパート雇用職員に係る人件費相当額として、3.2億円を人件費へ移行する。(令和2年度から)
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として1億円程度措置する。
- ④ 公共施設再配置計画の前倒し実施により、公共施設の維持管理経費の削減を見込む。(令和4年度から)
- ⑤ 働き方改革関連法の施行による影響として0.5億円程度措置する。
(令和3年度から)
- ⑥ 直営施設(2施設)の外部委託化による影響を見込む。
(令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化)

(3) 扶助費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
扶助費	72	74	75	75	76	77	78	79	79	80

- ① 令和2年度は2%増、令和3年度以降は毎年度1%増と想定する。
- ② 幼児教育無償化(令和元年10月以降)による影響を見込む。

(4) 補助費等*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
補助費等	46	44	39	37	36	34	33	32	31	31

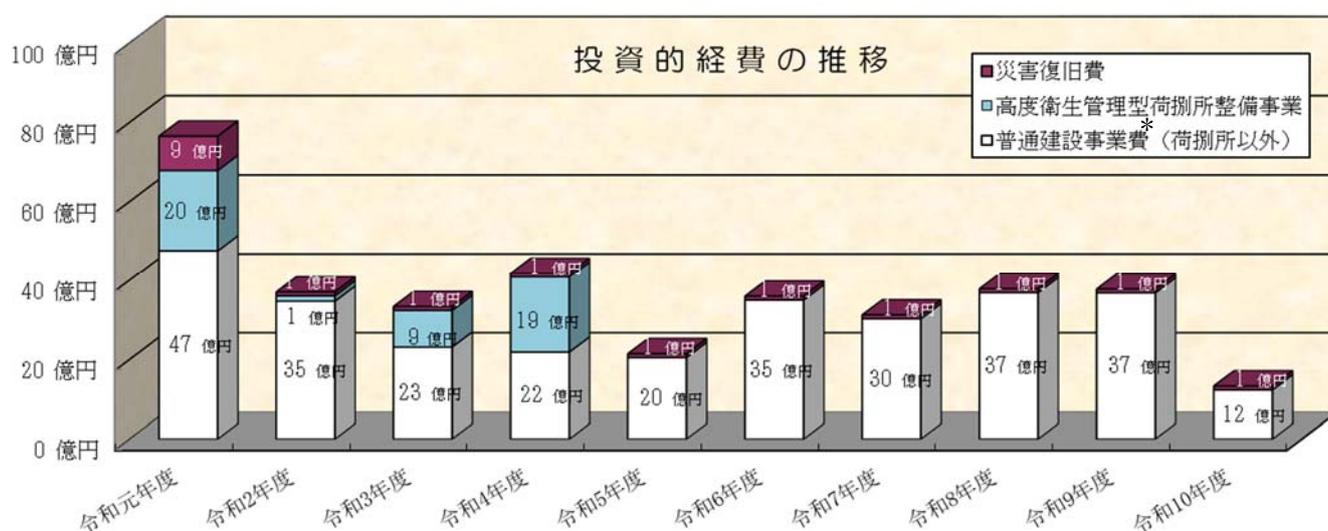
- ① 令和元年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 公共下水道事業の公営企業化による影響を見込む。
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として1億円程度措置する。
- ④ 働き方改革関連法の施行による影響として0.5億円程度措置する。
(令和3年度から)

(5) 投資的経費

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資的経費	76	37	33	42	21	36	31	38	38	13

- ① 合併協議を経た『自治区枠』については、令和元年度で終了とする。
- ② 浜田自治区以外の4自治区を施工箇所とする投資事業は、令和3年度までで約56億円（市費*ベース、①の『自治区枠』を含む）を見込む。
- ③ 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和4年度1億円、令和5年度以降2億円充当する。



【参考】投資的経費の事業区分別集計

(単位：千円)

事業区分	事業費	財 源 内 訳					市 費	* 実質市負担
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源*		
共通枠	35,992,559	8,348,747	1,024,939	20,480,600	3,614,423	2,523,850	23,004,450	10,088,442
自治区枠 (R1)	533,201	123,358	0	250,000	143,651	16,192	266,192	88,242
再掲 旧那賀郡施工分 (R1~R3)	3,961,460	845,628	284,953	2,112,120	504,517	214,242	2,326,362	891,946

※実質市負担とは、当市独自の表現で、地方債のうち普通交付税により後年度措置される金額を市費から差し引いた金額です（別冊「用語解説」P3参照）。

※旧那賀郡施工分の平成30年度までの実績額（市費ベース）は累計約33億円です。

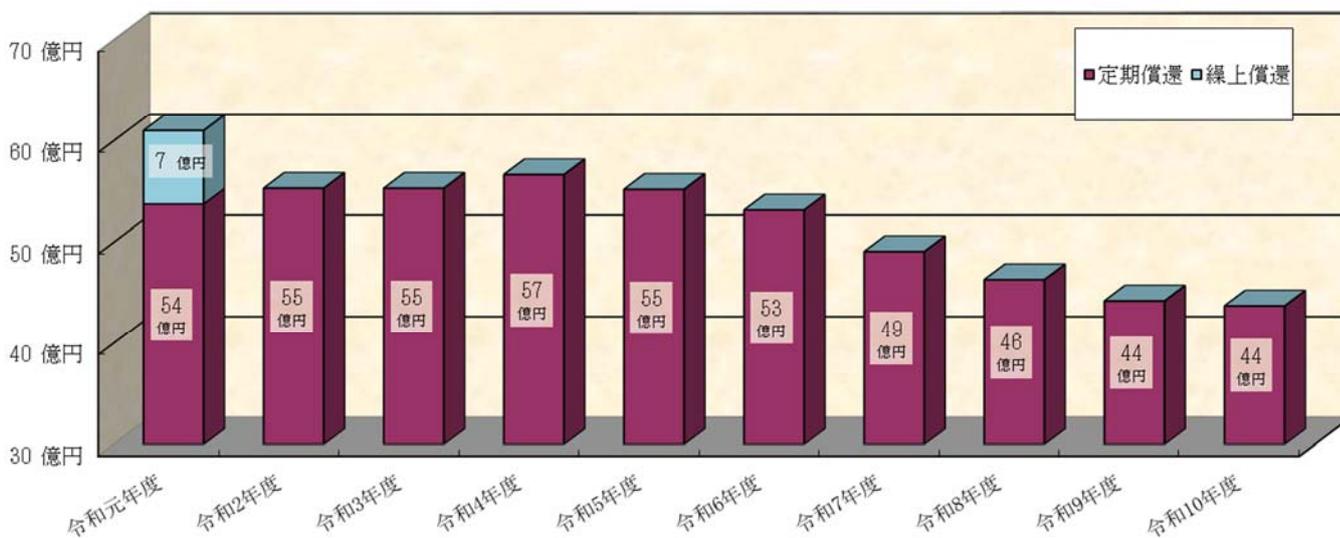
(6) 公債費*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公債費	61	55	55	57	55	53	49	46	44	44

- ① 令和元年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回同率）で推計する。
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の逡減を図るため、令和元年度まで繰上償還*を実施する。
(合併以降累計 125億7,714万円)

公債費の推移



(7) 積立金*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
積立金	9	9	3	3	8	5	5	5	3	3

- ① 令和5年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

(8) 繰出金*

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
繰出金	37	35	35	34	34	34	34	34	33	33

- ① 下水道事業*に係る繰出金は個別に推計する。公共下水道事業への繰出金は、令和2年度以降、公営企業化により補助費等で計上する。
- ② 介護保険*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込む。
- ③ 後期高齢者医療*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道事業	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業集落排水事業	3.8	5.5	4.9	4.7	4.2	3.9	3.6	3.2	3.0	2.7
漁業集落排水事業	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
生活排水処理事業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護保険	11.9	11.9	12.0	11.8	11.8	11.9	11.9	11.8	11.8	11.9
後期高齢者医療	10.3	10.6	10.8	11.0	11.2	11.5	11.7	11.9	12.2	12.4
国民健康保険	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	6.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	37.4	35.1	34.6	34.3	34.0	33.9	33.8	33.5	33.5	33.5

4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1. 地方税	億円 74	億円 73	億円 71	億円 70	億円 86	億円 83	億円 80	億円 78	億円 76	億円 74
内 市民税	28	27	27	26	26	26	26	26	25	25
内 固定資産税	40	40	39	38	54	51	49	47	45	44
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 15	億円 18								
3. 地方交付税	億円 121	億円 122	億円 118	億円 118	億円 105	億円 104	億円 102	億円 100	億円 99	億円 99
普通交付税	107	109	105	105	92	91	89	87	86	86
特別交付税	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
4. 使用料、手数料	億円 5									
5. 国、県支出金	億円 89	億円 73	億円 73	億円 80	億円 67	億円 68	億円 68	億円 69	億円 71	億円 68
6. 繰入金	億円 19	億円 15	億円 13	億円 11	億円 8	億円 10	億円 9	億円 7	億円 5	億円 8
内 財政調整基金		0	5	3		2	2	2		
内 減債基金*	6	1	1							
内 地域振興基金*	3	4								
内 まちづくり振興基金*	2	1	3	2	2	2	1	0	0	0
内 ふるさと応援基金	4	4	3	4	5	5	5	4	4	7
内 市有財産有効活用推進基金*	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	1								
7. 地方債	億円 49	億円 30	億円 27	億円 27	億円 21	億円 35	億円 32	億円 38	億円 37	億円 16
内 合併特例債	12	7	3	2	1	0				
内 過疎・辺地対策事業債	21	12	14	15	9	20	20	24	17	5
内 公共事業等債・資金手当債*	3	1	1	1	1	3	2	4	8	2
内 臨時財政対策債(可能額)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
8. その他の収入	億円 36	億円 23	億円 21	億円 23	億円 22	億円 19	億円 20	億円 20	億円 20	億円 21
内 ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6
内 繰越金	5						1	1	1	1
歳入合計	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 343	億円 334	億円 336	億円 332	億円 308

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
歳入総額	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 343	億円 334	億円 336	億円 332	億円 308
正味の歳入総額*	398	360	341	349	333	343	333	335	330	307
歳出総額	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 342	億円 333	億円 334	億円 330	億円 307
正味の歳出総額*	398	359	346	352	329	342	333	334	330	307
歳入歳出差額	億円									
正味の歳入歳出差額	△1	0	△5	△3	3	1	0	0	0	0
基金年度末現在高(普通会計)	億円 147	億円 142	億円 132	億円 125	億円 124	億円 120	億円 117	億円 115	億円 113	億円 109
財政調整基金	39	40	34	31	35	32	31	29	29	29
減債基金	42	41	40	41	42	42	42	42	42	42
まちづくり振興基金	25	28	25	23	21	19	17	17	17	17
地域振興基金	4									
ふるさと応援基金	22	21	22	21	18	16	14	13	11	7
その他基金	14	12	11	10	9	11	13	14	14	14

【第3表 歳出内訳】

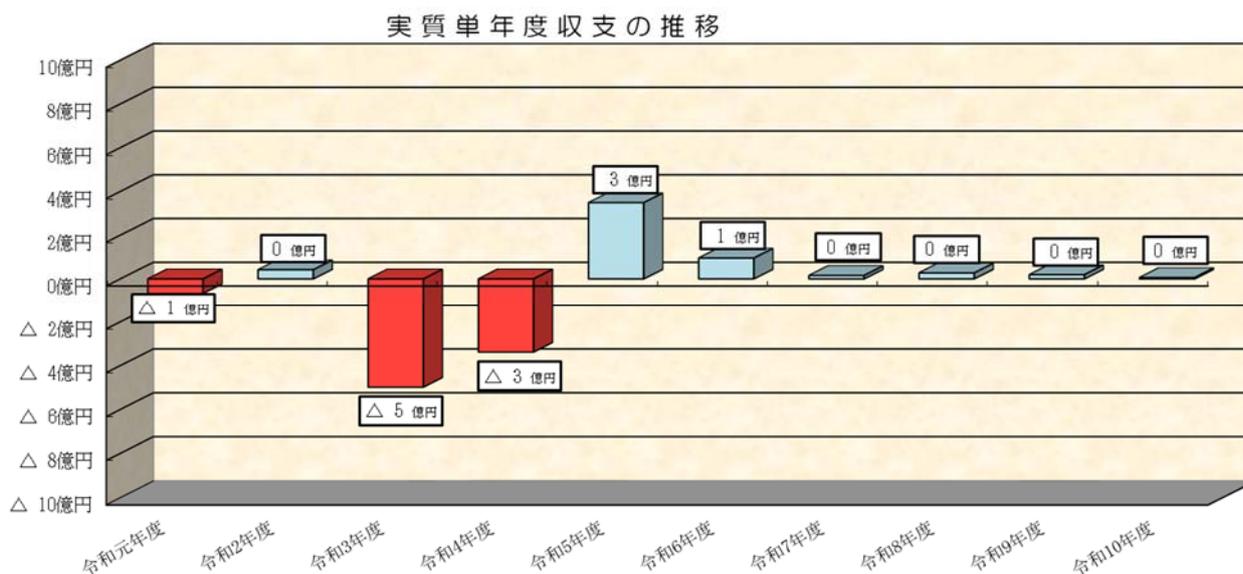
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1. 人件費	億円 60	億円 63	億円 62	億円 60	億円 59	億円 59	億円 58	億円 58	億円 57	億円 57
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	50	48	48	47	46	45	45	45	44	44
正規職員数 () 内は再任用含む職員数	600人 (617人)	582人 (619人)	574人 (613人)	564人 (606人)	551人 (607人)	542人 (587人)	535人 (579人)	526人 (579人)	521人 (573人)	522人 (575人)
2. 物件費	億円 42	億円 38	億円 39	億円 39	億円 39	億円 39	億円 40	億円 39	億円 39	億円 40
3. 扶助費	億円 72	億円 74	億円 75	億円 75	億円 76	億円 77	億円 78	億円 79	億円 79	億円 80
4. 補助費等	億円 46	億円 44	億円 39	億円 37	億円 36	億円 34	億円 33	億円 32	億円 31	億円 31
5. 投資的経費	億円 76	億円 37	億円 33	億円 42	億円 21	億円 36	億円 31	億円 38	億円 38	億円 13
自治区枠	5									
共通枠	71	37	33	42	21	36	31	38	38	13
再掲 旧那賀郡施工分	14	16	11							
6. 公債費	億円 61	億円 55	億円 55	億円 57	億円 55	億円 53	億円 49	億円 46	億円 44	億円 44
内 繰上償還額(ア)	7									
(ア)による繰上償還影響額		△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1
7. 積立金	億円 9	億円 9	億円 3	億円 3	億円 8	億円 5	億円 5	億円 5	億円 3	億円 3
内 財政調整基金	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
内 減債基金	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内 市有財産有効活用推進基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0
8. 繰出金	億円 37	億円 35	億円 35	億円 34	億円 34	億円 34	億円 34	億円 34	億円 33	億円 33
9. その他	億円 5									
歳出合計	億円 408	億円 360	億円 346	億円 352	億円 333	億円 342	億円 333	億円 334	億円 330	億円 307

【第4表 財政指標】

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
標準財政規模*	億円 201	億円 203	億円 197	億円 197	億円 199	億円 195	億円 190	億円 187	億円 183	億円 181
財政力指数*	0.396	0.391	0.389	0.388	0.412	0.433	0.455	0.453	0.453	0.451
経常収支比率*	% 94.1	% 93.7	% 97.5	% 97.7	% 94.7	% 95.7	% 95.5	% 95.6	% 95.7	% 95.6
実質公債費比率	% 11.0	% 11.4	% 12.4	% 12.9	% 12.9	% 12.1	% 11.2	% 10.3	% 9.4	% 8.8
地方債残高	億円 523	億円 501	億円 476	億円 449	億円 418	億円 403	億円 388	億円 383	億円 379	億円 354

5 財政計画・見通しの分析

- ① 歳入の根幹をなす普通交付税（臨時財政対策債含む）については、国の制度見直しが行われたものの、平成28年度以降の合併算定替による特別加算措置の縮減により、最終的に9億9千万円が縮減する見込みです。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、行財政改革実施計画の効果額、定員適正化計画による人件費への影響等に加え、新たな需要として、学校建設計画、直営施設の外部委託化の影響等を見込み推計しております。
- ② こうした結果、実質単年度収支*は令和3年度からマイナスに転じ、ピーク時の財源不足額は約5億円となりますが、令和5年度からは財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能となります。



- ③ しかしながら、今回の計画に盛り込んだ学校建設計画をはじめ大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降においては、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、国の制度改革（一般職員の定年延長等）や幼児教育無償化、会計年度任用職員制度に係る地方財政措置の動向が不透明であること、また当市の独自課題である中山間地域対策が議論の途中であることなど不確定要素も数多いことから、今後の財政状況へ影響を及ぼすことが懸念されます。
- ④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、公共施設再配置計画で示した公共施設の3割削減など、既定の行財政改革の実施は当然のことながら、さらなる行財政改革の取組が求められます。人口減少等による変化に対応した体制づくりと事業のスクラップ&ビルドの推進等不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいかなければなりません。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

6 主要事業

事業年度							
区分	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
継続	114 百万円	50 百万円	41 百万円	20 百万円	121 百万円	39 百万円	73 百万円
	市有財産有効活用推進事業【全自治区】 4億5,900万円（2,600万円）						
継続	9 百万円	127 百万円	157 百万円	141 百万円			
	旭支所庁舎複合化・周辺整備事業【旭】 4億3,400万円（1億3,600万円）						
継続		24 百万円	21 百万円				
	IRUエリアインターネット100M対応事業 【旭・弥栄】 4,500万円（1,400万円）						
継続	6 百万円		18 百万円	221 百万円			
	子育て支援のための拠点施設整備事業【浜田】 2億4,500万円（8,200万円）						
新規						31 百万円	2,329 百万円
	エコクリーンセンター基幹改良工事負担金 23億6,000万円（7億800万円）						
継続	375 百万円	26 百万円	33 百万円	44 百万円	45 百万円		
	元谷団地圃場整備事業【金城】 5億2,300万円（1億8,000万円）						
新規		1 百万円	2 百万円	3 百万円	4 百万円	6 百万円	144 百万円
	杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】 1億6,000万円（0円）						
継続	1,525 百万円	2,033 百万円	137 百万円	922 百万円	1,899 百万円		
	高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 65億1,600万円（3億5,700万円）						
継続		385 百万円	316 百万円				
	山陰浜田港公設市場整備事業 【浜田】 7億100万円（2億3,100万円）						
継続	192 百万円	35 百万円	11 百万円				
	谷線道路改良事業【弥栄】 2億3,800万円（3,500万円）						

事業年度							
区分	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
継続	181 百万円	62 百万円	21 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	157 百万円
	戸地線改良事業【旭】 5億600万円（7,600万円）						
継続	232 百万円	380 百万円	437 百万円	152 百万円			
	浜田駅周辺整備事業【浜田】 12億100万円（2億5,300万円）						
継続	20 百万円	32 百万円	16 百万円	21 百万円	21 百万円	21 百万円	79 百万円
	井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,000万円（2,900万円）						
継続	281 百万円	180 百万円	10 百万円				
	城山公園整備事業(浜田城周辺整備事業)【浜田】 4億7,100万円（9,200万円）						
継続		3 百万円	46 百万円	63 百万円	73 百万円	63 百万円	
	公共残土等処理場整備事業【三隅】 2億4,800万円（0円）						
新規						48 百万円	3,200 百万円
	学校建設事業【浜田】 32億4,800万円（10億3,700万円）						
継続					108 百万円	242 百万円	
	長沢公民館整備事業【浜田】 3億5,000万円（1億500万円）						
継続		26 百万円	214 百万円	112 百万円			
	(仮称)杵束地区コミュニティー施設整備事業【弥栄】 3億5,200万円（1億400万円）						
継続					45 百万円	190 百万円	518 百万円
	歴史文化保存展示施設整備事業【浜田】 7億5,300万円（0円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、()内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものは"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和7年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和10年度までの合計金額です。

「中期財政計画及び見通し」 用語解説

令和元年 12 月

浜 田 市

用語	掲載ページ	説明
あ行		
い 一般財源	10	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	1・8・9・16	従来の臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入される予定。
過疎対策事業債	2・6・7・13	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成24年に改正され、令和2年度までの時限立法）
合併算定替	2・4・15	合併年度及びこれに続く10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
合併特例債	6・7・10・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き 基準財政収入額	5・11	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4・5	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
緊急自然災害防止対策事業債	6	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和2年度まで）
緊急防災・減災事業債	6	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
く 繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。
繰出金	12・14	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。

用語	掲載ページ	説明																												
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変わる際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																												
け 経常収支比率	14	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																												
下水道事業	12	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																												
減債基金	13・14	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																												
健全化判断比率		<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市町村の基準</th> </tr> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00% (注1)</td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00% (注2)</td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00% (注3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46% (注3) 政令市は400.00%</p>	市町村の基準					早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% (注3)	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
市町村の基準																														
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																											
実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-																											
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-																											
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																											
将来負担比率	350.00% (注3)	-	-																											
資金不足比率	-	-	20.00%																											
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																												
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分（40%）の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。																												
公債費	11・14	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。																												
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。																												

用語	掲載ページ	説明
固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
さ行		
さ 財政調整基金	2・6・11・13・14・15	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
市町村の姿の変化に対応した交付税の算定見直し	4	平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税の算定に反映させることです。平成26年度以降5年程度かけて見直しが行われます。
実質公債費比率	1・6・11・14	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	10・18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市費	10	浜田市の造語で、一般財源に地方債を加えたものです。
市民生活安定化基金	11・13・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13・14	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。

用語	掲載ページ	説明
正味の歳出総額	13	歳出総額から財政調整基金積立金及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。
正味の歳入総額	13	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
人件費	8・9・14・15	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
人口ビジョン	4	平成27年10月に策定した「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で提示した浜田市の人口の将来展望のことです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
た行		
ち 地域振興基金	13	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・11・13	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
地方譲与税	4・13	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ 積立金	11・14	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特別交付税	4・5・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用語	掲載ページ	説明
は行		
ひ 標準財政規模	14	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ひ 扶助費	5・9・14	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	2・3・4・5・6・10・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	8・9・14	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ふるさと応援基金	6・7・9・10・13・14	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄付することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
へ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	9・12・14	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行		
ま まちづくり振興基金	13	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行		
り 臨時財政対策債	2・6・13・15	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

用 語	掲載ページ	説 明
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。